

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度第7回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議		
開催日時	令和3年1月21日(木) 午後1時30分から午後2時55分		
開催場所	ゆめばれす（朝霞市民会館） 201会議室		
出席者	委員15名（高野委員長、遠藤委員、本田（麻）委員、磯山委員、 稲生委員、新保委員、渡邊委員、鳥居委員、高橋委員、藪塚委員、 本田（卓）委員、羽山委員、石藤委員、増田委員、藤本委員） 事務局7名（三田部長、望月課長、増田課長補佐、奥野係長、山崎主 査、吉崎主任、沼澤主任）		
会議内容	<b>【議題】</b> （1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について （2）パブリック・コメント手続きの結果について （3）その他		
会議資料	○会議次第 ○【資料番号1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案） ○【資料番号2】資料編 ○【資料番号3】追加・修正資料（P34、48、77、79、103） ○【資料番号4】パブリック・コメント手続（意見募集）の結果（案）		
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長による確認			
その他の 必要事項	○会議公開 傍聴者 0名		

○開 会

【奥野係長】

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第7回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、長寿はつらつ課地域包括ケア推進係の奥野と申します。よろしくお願いいたします。

なお、資料の確認につきましては、議題ごとに確認をさせていただければと存じます。

本日の会議でございますが、佐々木委員、加藤委員から、御都合により御欠席との連絡を受けております。

なお、本日の会議は、会議録作成のため、会議内容を録音させていただきます。あらかじめ御了承願います。

それでは、これからの会議の進行は、高野委員長にお願いしたいと存じます。高野委員長よろしくよろしくお願いいたします。

【高野委員長】

それでは、議長を務めさせていただきますが、議事進行にあたりましては、スムーズな進行ができますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

まず、議題に入ります前に、本会議につきましては、「朝霞市情報公開条例第23条」及び「朝霞市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開となります。

事務局に確認いたします。本日の傍聴希望者はおりますでしょうか。

【沼澤主任】

本日の傍聴希望者はおりません。

【高野委員長】

本日、傍聴希望者はいないとのことですので、このまま会議を進めます。

また、この会議の会議録につきましては、情報公開の対象となっておりますので、御承知おきください。

それでは議題に入りたいと思います。

議題の（1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について、事務局より説明願います。

○第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について

【山崎主査】

議題（1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について御説明いたします。

なお、素案のうち、保険料に関するページについては、私の説明の後に担当から御説明いたします。

まず、私の説明で使用する資料は、【資料番号1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）、【資料番号2】資料編、【資料番号3】追加・修正をした資料で、下段に34、48、77、79、103ページと振られたもの。以上3点になります。不足・乱丁等はありませんか。

それでは、まずお手元に、【資料番号1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）と【資料番号3】追加・修正資料の御用意ください。

今回は、パブリック・コメントで示した資料からの変更点のうち、新たに追加又は大きく修正した箇所のみ御説明させていただきます。誤字脱字や文章の前後入れ替え等、軽微な修正箇所は省略させていただきますので、予め御承知ください。

はじめに、【資料番号1】において、全ページ統一で変更した点を御説明させていただきます。

まず、見やすい、また、読みやすくするために、文字フォントを「ユニバーサルデザインフォント」に変更するとともに、各章などを探しやすいように、ページ脇に「インデックス」を追加しました。

また、全ての内容が確定した時点では、各ページの下に「音声コード」を追加し、スマートフォン等をかざすことで内容を読み上げる仕様にさせていただく予定です。

それでは各ページの変更点について御説明します。

まず3ページの(3)地域包括ケアシステムの深化・推進につきまして、イラストを変更するとともに、市の主な取り組みを文書化して掲載しました。

続いて4ページの(5)他の計画との関係のうち、図内の「朝霞市地域福祉計画」の横に「・地域福祉活動計画」を追加する予定です。

続いて、第2章内の変更点につきまして御説明します。【資料番号3】も併せて御用意をお願いします。

まず24ページの④リハビリテーションサービスの提供体制の構築ですが、【資料番号1】112ページの(5)に記載していた内容について、一事業として24ページに移動し、112ページの(5)を削除させていただきたいと考えております。

34ページの下段には、【資料番号3】の34ページの下段のとおり、「在宅での診療患者数」のコラムを追加しました。

38ページには、市関係課で組織する地域包括ケアシステム構築庁内検討委員会の委員から出た、消費生活に関する被害の防止などに関する意見をもとに(3)高齢者を詐欺などから守る支援を追加し、①消費者被害の防止及び②権利擁護が必要なケースの早期発見を位置付けました。

42ページの上段の③自治会・町内会の活動等の連携の促進を追加しました。こちらは、本計画の基本理念にも「人と人がつながり」としているのとおり、つながりづくりを進める上で、コミュニティの要である自治会・町内会との連携を促進するために新たに加えたものです。

48ページの①地域密着型サービス事業所の整備について、こちらも【資料番号3】の48ページの①のとおり、指標名を地域密着型サービス事業所の総数を変更するとともに、事業概要についても、本事業は「看護小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」だけを整備するものと、誤解のないように記載内容を変更しました。

【資料番号1】55ページから61ページの人口の推計ですが、こちらは、本計画と同時期に策定を予定している、本市の最上位計画である朝霞市第5次総合計画の人口推計と整合を図り、数値を各年1月1日時点のものに変更したことから、全体的に数値を修正しております。

62・63ページの⑥日常生活圏域ごとの人口等の推移ですが、パブリック・コメント時点では圏域別人口の推移のみを掲載しておりましたが、第8期計画の重要施策である地域包括支援センターの機能強化を推進する上で、圏域ごとの実態は必要な情報となりますので、62ページに圏域別の高齢化率や認定率のグラフを追加し、一目で各数値の変化等が分かるようにするとともに、63ページにおいて、総人口、65歳以上人口、高齢化率、第1号被保険者数、認定者数、認定率を記した表を追加させていただきました。

次に、77ページの第4章第1節では、本計画を策定する上で、市民の個々の日常生活や在宅生活等の状況、また、ケアマネジャーを含む介護職等の実情を把握するために行ったアンケート調査、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進事業などから見えた課題や専門職の見解等を掲載しておりますが、そこに、ヒアリング調査から把握した実態等を追記しました。

112ページの(4)市内入所・入居施設の利用定員の表につきましては、一番右の欄に「住宅型サービス」として、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の施設名及び定員数、また、下段に合計定員数を追加するとともに、【資料番号1】の101ページの④介護医療院の説明の後に移動を予定しております。

なお、変更後である【資料番号3】においては103ページと記載しておりますが、今回の修正等によりページ数がずれているためです。

【資料番号1】及び【資料番号3】についての説明は以上になります。

続いて、【資料番号2】資料編をお手元に御用意ください。

まず、資料編の構成につきまして、【資料番号1】の目次や最終ページで示していた掲載の順番を、【資料番号2】の表紙のとおり変更したいと考えております。

まず、資料1アンケート調査結果の概要につきましては、夏頃に実施した本会議において、何度かお示しさせていただいたアンケート調査報告書(案)の内容から抜粋したものを124ページから170ページに掲載しております。

次に、資料2パブリック・コメント手続等への対応を171ページに掲載しており、ここでは、本計画書素案に対して意見を募った①地域懇談会、②パブリック・コメント手続、③職員コメント、それぞれの実施概要を掲載しております。なお、一番下の職員コメントの実施概要が(2)となっておりますが、(3)に修正いただきますようお願いいたします。

次に172ページの資料3策定経緯では、策定までに実施した当推進会議の他、地域包括ケアシステムを構築するために市の関係課で組織している「庁内検討委員会」、医療や介護の専門職を招いて毎月実施している「地域ケア会議」、「活動団体向けヒアリング調査」、「市民懇談会」、「パブリック・コメント手続」について、時系列に表記しております。

続きまして、173ページでは、資料4計画の策定体制を掲載しております。なお、文書内に予定などと表現をしているため、会議後に全体的に字句の調整をさせていただきますので、御理解ください。

また、下段に「推進会議の写真」と記させていただきましたが、本日、会議の風景をカメラで撮らせていただき、掲載したいと考えておりますので、この点についてお諮りさせていただきます。

次に、174ページには資料5本推進会議条例、176ページには資料6推進会議委員名簿を掲載しています。名簿のお名前、所属・職名欄は内容に留意して作成しておりますが、誤り等がないか、今一度確認いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、資料7として用語の解説を177ページから最終ページまで掲載しております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

#### 【吉崎主任】

引き続き、第8期計画期間中の介護保険料の案について、私から御説明申し上げます。

資料としては、資料番号1の冊子の「素案」を使用し、ページは105ページ以降を御覧いただきます。

具体的な内容は3点ございます。1点目が、令和2年度と令和7年度以降の利用見込みの追加。2点目が、報酬改定と最新のサービス利用実績を反映したことによる8期期間中のサービス利用見込みの増加と、保険料基準額の再計算。そして3点目が、税制改正に関する報告でございます。

まず1点目、令和2年度と令和7年度以降の利用見込みの追加でございます。105ページを御覧ください。

前回の会議でお示しした素案では、令和2年度の介護サービス量の利用見込み欄は、現在執行中で

あるため、また、令和7年度と令和22年度の利用見込み欄は中長期的な推計を要するために、それぞれ空欄でございました。

しかし、この度、令和2年度の利用見込みの精査と、令和7年度そして令和22年度の推計が完了しましたので、このようにお示しさせていただきました。

まず、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまでの実績と比べ、利用人数等の傾向に変化が見られる箇所がございます。

例えば、105ページのうち、居宅サービス(6)「通所介護」や、(8)「短期入所生活介護」等については、昨年春の緊急事態宣言時から話題になりました利用控え等があると思われそうですが、これまでに比べ利用人数等の伸びは鈍っています。

また、106ページ(12)「住宅改修」のように、自宅内で過ごす時間が増えたことで、自宅の大規模な改修を行った利用者が多かったためか、大幅に利用人数等の増加が見られるサービスもございます。

同様に、108ページ、109ページの「介護予防サービス」についても、今年度の実績見込みを掲載いたしまして、109ページ中ほどにありますように、今年度の総給付費、つまり介護サービス費と介護予防サービス費の合計額は、64億3,910万8,000円を見込んでいただいております。

なお、中長期的な推計として、令和7年度、令和22年度のサービス量の見込みも掲載しております。現時点での見える化システムの推計によれば、令和7年度には、総給付費は80億2,686万7,000円、令和22年度には103億1,643万1,000円となる見込みでございます。

また、地域支援事業費につきましても、110ページ・111ページにありますように、令和2年度、令和7年度、そして令和22年度の見込みを掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、1点目の令和2年度と令和7年度以降の利用見込みの追加でございました。

続きまして、2点目の報酬改定と最新のサービス利用実績を反映したことによる、8期期間中のサービス利用見込みの増加と、保険料基準額の再計算でございます。

前回の12月の会議の時点では、国による介護報酬改定の審議が行われている最中でしたが、昨年末にその審議結果が示されました。その改定による増額分と、今年度の最新のサービス利用実績の動向を、それぞれ見える化システムに反映し、8期期間中の見込量を再推計した結果、前回より見込みは増加いたしました。

具体的には、113ページを御覧ください。

(1) 標準給付費(見込み)の表のうち、一番右上の標準給付費見込額・3年間合計の欄は、前回の会議では、217億9,792万2,351円でしたが、今回は222億1,283万7,351円ですので、4億1,491万5,000円の増額となりました。

その内訳ですが、全国一律0.7%の報酬改定と、朝霞市の級地区分が4級地であることを合わせた増額分が、約1億7,000万円、最新のサービス利用動向を反映したことによる増額分が、約2億4,000万円、合計で約4億1,000万円でございます。なお、表(2)の地域支援事業費につきましても、見込額の更なる精査を行い、前回から約4,600万円の減額の修正をいたしました。

これらの増減を踏まえ、保険料基準額の再計算を行ったものが114ページでございます。

表の中の(K)第1号被保険者負担分相当額に、(M)の交付金相当額を加え、(N)の調整交付金見込額を差し引き残った金額が、第1号被保険者の実質的な負担分となります。

この(K)+(M)-(N)の金額は、前回は59億9,652万3,740円でしたが、今回は、60億9,261万3,856円となり、第1号被保険者の実質的な負担分は約9,600

万円の増額となりました。この約9,600万円の増に対しては、表中の(R)準備基金取り崩し額を、前回から約2,500万円増額し取り崩すことに加え、(W)保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金約7,100万円をあてがうこと、この2点で対処いたしました。

(R)と(W)の追加額の合計約9,600万円にて、第1号被保険者の実質的な負担分の増額約9,600万円を相殺することで、最終的な保険料収納必要額を前回とほぼ同額とし、保険料基準額も前回から変更のない、5,700円のままとしております。

なお、(W)の保険者機能強化推進交付金の欄については、見える化システムがこの度の報酬改定を反映することに合わせて、新規で追加された項目であるため、前回お示しした素案には(W)欄がないことを補足いたします。

以上、2点目の報酬改定と最新のサービス利用実績を反映したことによる、8期期間中のサービス利用見込みの増加と保険料基準額の再計算でございました。

最後の3点目が、税制改正に関する報告でございます。115ページを御覧ください。

令和3年度から税制改正により、公的年金控除等が10万円引き下げられるという変更がございます。

年金収入額からの控除額が10万円引き下げられると、実際の収入額が変わらないにもかかわらず、保険料段階の算定に用いられる合計所得金額が10万円上がってしまう計算となりますが、これによる不利益を生じさせないため、国による介護保険法施行令の改正案が示されました。

その改正案は、介護保険料の算定に用いる合計所得金額の定義を、「所得税法上の合計所得金額から10万円控除した額」と変更し、それにより現在算定に用いている合計所得金額と同額での算定を行うものとなっております。

これにより、この表の中の金額に関する箇所、例えば第1段階の「80万円以下」という箇所がありますが、これを変更することなく対応するという事となっておりますので、現在のところ本市もそれに準じ、この表には変更を加えないこととしております。

以上、3点目の税制改正に関する報告でございました。

第8期計画期間中の介護保険料・案の御説明は以上でございます。

#### 【高野委員長】

はい。ありがとうございました。

まず、皆さんの同意を得なくてはいけないことがありまして、前半の説明で【資料番号2】の資料編の173ページに「推進会議の写真」を掲載したいという提案がありました。一昔前と違いまして、皆さんの了解が必要となっております。載りたくないという方もいると思いますので、遠慮なくおっしゃってください。

特に御要望がありませんので、皆さんよろしいという事で進めさせていただきます。

では、本題の第8期の計画の話に移ります。かなり完成形に近づいてきたかなという印象です。保険料の話については、この後お話しするとして、保険料以外についての御意見等があれば、挙手の上でお願いします。

#### 【渡邊委員】

例えば63ページの「圏域別」に加え、112ページの「第1圏域、第2圏域、第3圏域、第4圏域、第5圏域」とあります。そこに、朝霞市にある様々な施設が載っているのですが、第1圏域はどこか第5圏域はどの辺なのか、地図でお示しになると良いと思います。その方が分かりやすいし、目で分かる、見えます。特に112ページになりますと、広域型サービスとか地域密着型サービスとか住居型サービスが細かく入ってしまっていて、見づらいという実感がございます。

**【高野委員長】**

それぞれ第1圏域から第5圏域まで書いてある図表とかに全て地域が分かるような表記があるに越したことはないと思うのですが、そうするとページの構成とか、かなり見づらいことになると思いますので、8ページを御覧いただきながら圏域を確認していただくと良いかなと思います。

**【渡邊委員】**

そうですね。8ページに圏域という言葉がないので、是非そこに圏域という言葉がどこかにあると良いかなと思います。

**【高野委員長】**

8ページは1番上の表の圏域①～⑤のところを、他のところの表記と合わせて第1圏域から第5圏域というように事務局の方で直していただくということで良いでしょうか。

**【山崎主査】**

御意見ありがとうございます。今お話しさせていただいていた8ページのところの表現、包括支援センターが第何圏域になるのかというのを、もう少し分かりやすく記載させていただけたらと思います。

**【遠藤委員】**

36ページになるのですが、前回の資料にこの「介護者ケアラーの支援」というのを追加していただいたということで、私のところでも24時間相談体制がどうしても必要だという声をいただいているのですが、その部分の考え方というのをお聞かせいただければと思います。

**【望月課長】**

御質問の件について、ケアラー支援条例の24時間体制の相談窓口、確かに必要な部分ではあるというように考えられるところですが、現在の高齢者計画の範囲におきますと、高齢者を介護する役というのを、介護者への支援の中に留まるところがどうしてもございます。現段階では相談支援体制としましても、24時間というところまで踏み込んで書き込むということはなかなかできていないところだと思います。

**【高野委員長】**

朝霞市の場合、地域包括支援センターが対応しているのは昼間だけでしたか。

**【山崎主査】**

はい、昼間だけです。8時半から市役所と同じ時間に基本的にはやっております。

**【高野委員長】**

遠藤委員が言っていたような話を私は重要だと思っています。この委員会でも申し上げた、国の新規施策の重層的支援体制整備事業ではもっと深く、遠藤委員が御指摘のことも拡充していかないといけないということになります。それを検討すると計画の中に書いてありますので、24時間体制をケアラー支援に限らず取り組んでいただくということは、私も重要なことだと思います。

### 【本田麻委員】

重層的支援体制整備に関わるとは思います。パブリック・コメントの1ページ、1番上のところ「若年性認知症」とか「高次脳機能障害」に触れているところを踏み込んでというのと、障害福祉サービスの利用や障害年金の支給、併用できるものの可能性を探っていくような相談支援の窓口をとという御意見をいただいている、福祉相談課の所管ではあるということですが、課をまたいで少し相談体制を強化するとか、共生型サービスは朝霞にはありませんが、可能性という意味にはそういうことも検討していきたいというお話があったと思います。障害と介護にまたがるような課題についても触れられると良いと思うので、検討していただければという意見を述べたいと思います。

それから、資料1の38ページの高齢者虐待防止の推進ですけれども、1月13日に国の介護給付費分科会で設備・運営の変更点があって、介護サービス事業者を対象に、虐待防止の観点から委員会を開催することや指針を整備する、研修を実施することを義務付けますとなっています。国が強めに高齢者虐待防止について推進をして欲しいということが書かれている中で、もう少し、この②虐待防止体制の整備のところに、「研修会の実施をしつつ、指導との充実を図ると共に」と書いてあるので、充実を図るというよりは義務付けというような、少し強めに書いた方が良いのではないかと思います。そこについての認識とかをお伺いしたいと思います。

それから、40ページの1番下の地域との連携の推進の防災体制について、国で出している基準の改正では、地域と一緒に避難訓練をすることが書いてあったりするので、もう少し具体的に書いても良いのではないかなと思うので、検討していただけないかということをお伝えしたいと思います。

それから51ページ、感染症の状況下で、国から、例えばクラスターが発生してその事業者がどのように事業を継続していくかということについて、予め事業継続計画みたいな、危機管理のときの事業継続の仕方というのを定めておいてくださいというのが出ていると思います。その危機のとき、災害のときも含めて、市の方でも業務継続計画の策定を支援する必要があるのではないかと思います。そういったこともどこかに書けると良いと思います。その辺も市の認識をお伺いしたいと思います。

### 【山崎主査】

委員に御指摘いただきました指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部改正する省令等を改めて精査させていただきました。障害、介護にまたがる点の表現ですとか、虐待防止に係るところの表現、そして地域との連携をした防災訓練等の実施などの内容、感染症対策による業務継続計画の設定等、表現については改めて精査をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

### 【望月課長】

御質問あった件につきましては、地域密着型サービス事業所に対する市の条例がございます。そちらの運営基準等を国の省令に基づきまして、条例改正を3月にしなければならぬことが、情報として提示されているところでございます。介護の事業所につきましては、それぞれ広域型は県の制度の中で、密着型は市の条例の中で、虐待防止に係る様々な義務付けについて、それから避難訓練等の実施のことについて、業務継続計画のことについて、そういったことについては盛り込んでいかなければならないというのが義務付けと、あとは努力義務のもの、そういったものは計画期間もございまして、そういったところも含めて条例改正をして、それぞれの事業所に集団指導、または実地指導で周知していく予定となっております。計画の書き込みにつきましては、文言を精査しながら、取り込めるところを盛り込んでいきたいと考えております。



もう1点、重層的支援体制についての書き込みにつきましては、現段階では、「3地域包括支援センターの機能強化」を書かせていただいている47ページの上段、(2)包括的総合相談の実施、こちらの事業概要につきまして、後段の2行で「重層的かつ複合的な支援が行えるように機能強化を進めることをとおして、重層的支援体制整備事業の取組みを検討します」ということで、改めて重層的支援体制整備事業という言葉をごちらに明記したところでございます。

【本田麻委員】

ありがとうございました。条例改正が行われるということなので、計画に書かなくても条例で事業者には動いていただくことがいっぱい増えてくると思いますが、計画としても、そういう方向性はしっかりと目指していくという意味では、少し盛り込めると良いと思うので、御検討よろしく申し上げます。

【高野委員長】

本田委員が御指摘の点、例えば、基本的に施設、事業者で虐待防止対策、家族による虐待というよりも、事業者施設内での従事者による虐待というのが非常に増えている状態にあるので、その対策を講じるという義務付けですとか、事業継続計画、災害対策・感染対策は行政もという感じですがけれども、事業継続計画とか虐待防止は制度改正の中で、あるいは施設事業者も自分でやるというような義務付けで、大規模なところはそういう仕組みもあるしできるだろうけど、特にBCPとか業務継続計画をやっていない小規模事業者もまだまだ多いところがあるので、制度のつくりとしては事業者施設が自分でやらなければいけないことではあるのだけど、小さいところに関してはサポートをある程度必要とするところがあると思います。

他はいかがでしょうか。まだ時間は大丈夫ですが。

私から2点。1つは細かいことですが、資料1でいうと112ページ、修正がかかって資料3の103ページの表で、上のところの施設や種別が書いてあるところがあります。そこに関して、右から2列目の住宅型サービス、その中の有料老人ホームとありますが、これは住宅型有料老人ホームではないかと思います。有料老人ホームとだけ書くと、左の方にある介護付きとか健康型とかあるので、混同される方もあるかと思うので、右から2列目の有料老人ホームのところは、住宅型有料老人ホームと書いていただくと良いと思いました。

個人的な感想として、世の中は随分変わったなというのは、朝霞だけの話ではないけれども、広域型サービスのところで見ると特別養護老人ホームの合計定員数よりも、介護老人保健施設の定員数よりも、遥かに介護付き有料の定員数が増えているなというのが、時代が随分変わったと思います。良いとか悪いとかの話ではありません。逆に、パブリック・コメントの話が後であります。制度ではそこまで手に負えないと思いますが、介護付き有料の方が、そもそも土地・建物を自前で準備されているから入居の費用は当然高くなります。利用できる人はそういう人たち、そういうことに耐えられる人たちになってしまうのかなということが個人的な感想です。

あともう1つ、これは自治体によって今の時点でも相当対応が違うので事務局の御判断にお任せしますが、せつかく2025年、2040年までの事業費の見込み額とかを算出されているので、今の第7期計画では2025年までの要介護認定者数とか保険料の概算額を出しましょう、みたいな話にはなっています。今回も2040年まで同様にという国の基本指針なんかで出ていたかと思いますが、認定者数の伸び方というのは推計値が明示されています。保険料に関して2025年は出ていると思いますが、2040年とかその辺の概算額というのは確かめくった限りでは出ていなかったと思いますし、載せたら載せたで、いわゆる数字が一人歩きみたいな問題があるので、事務局としてお考えの点があるかと思いますが。2040年の保険料の推計値などの記載に関しては、どのようにお考え

でしょうか。算出は事務的に難しい話ではないと思います。

【三田部長】

市全体の予算の関係もございます。それぞれ影響がありますので、事務局でも考えない訳ではなかったのですが、やはり調整するのに相当時間もかかりますし、また推計も何を使うのかによって変わってしまうので、現状としては、申し訳ありませんが考えておりません。

【高野委員長】

はい、分かりました。あまり不正確でいくのも良くありませんし、何か山勘みたいな推計値の印象であれば逆に混乱もするでしょうから了解いたしました。ただ、質問の意図としては、私は15年くらいこの委員会に関わっていますが、当初はこの委員会の前半部分で、必要だからこんなサービス入れたと言っていて、いざ保険料の話になったら高すぎるみたいな話になるので、介護保険料はサービスが増えれば保険料が高くなるのは当然です。朝霞市の場合は、人口構成にちょっと特徴がありまして、第1次ベビーブーム、2025年問題で凄く増えて大変だという問題、朝霞市の場合その後の年代の方が多いので、2040年くらいに向かって大変になる自治体なので、市民の皆さんにそういう意味でも問題意識を持っていただくという掲載があった方が良いのかなというのが意図の質問でございました。事務局の事情が分かりましたので、そういう御判断だったら結構かと思えます。

私からは以上です。他はいかがでしょうか。

よろしいですか。では、議題（1）は以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、議題（2）パブリック・コメント手続の結果について、事務局より説明願います。

○パブリック・コメント手続の結果について

【山崎主査】

議題（2）パブリック・コメント手続の結果について御説明いたします。

ここで使用する資料は、【資料番号1】素案、【資料番号4】パブリック・コメント手続（意見募集）の結果（案）になります。

本議題では、パブリック・コメントとしていただいた意見について、市の回答及び計画書への反映の有無について御意見いただきたいと考えております。

それでは【資料番号4】を1枚めくっていただき、「パブリック・コメント手続（意見募集）結果概要」を御覧ください。

パブリック・コメントについては、令和2年12月16日から令和3年1月15日までの30日間実施しました。

期間内にいただいた意見は、2つの団体から3問、個人3名から6問の、計9問でした。

それでは、具体的な御意見と回答について御説明いたします。

まず1ページを御覧ください。

本表の見方ですが、ページの欄について、数字だけで表現しているのがパブリック・コメント実施時の素案のページで、()内は、本日お配りさせていただきました【資料番号1】素案で掲載しているページになりますので、併せて御覧ください。

1つ目の意見ですが、若年性認知症や高次脳機能障害について、もう少し踏み込んだ記載と、ワンストップで対応する断らない相談支援の窓口で支援していくことの追記を求めるものでした。

市としては、素案30ページ上段の説明文の下から2行目に、若年性認知症や高次脳機能障害についての記載があること、また、福祉の総合相談窓口としては、福祉相談課であることから、修正なしと考えております。

2点目は、素案35ページの①はいかい高齢者等位置検索システム事業の実施【見直し】について、GPSの検索システムより、靴に貼る徘徊高齢者見守りシール配付事業の方が、需要がある旨の意見と提出してきた企業の製品案内でした。

両事業について、介護者の負担軽減や本人の保護を円滑に実施するため、施策内容等を検討することを回答とし、修正なしと考えております。

3点目は、素案35ページ、徘徊高齢者見守りシール配付事業について、高次脳機能障害者や知的障害を理由に徘徊する方を配付対象にすることを求める意見でした。この点については、令和3年度から障害のある方を対象に、障害者等見守りシール交付事業の実施を予定していることから、障害福祉課で策定中の障害福祉計画で掲載を検討することとし、本計画においては修正なしと考えております。

4点目は、素案36ページ⑦介護者（ケアラー）の支援について、事業概要欄に「学業障害（ヤングケアラー）に至らないように」の追加を求めるものですが、ヤングケアラーへの支援も重要だと認識していることから、概要に「学業に支障をきたすことなどに至らないように」を追加修正したいと考えております。

5点目は、素案43ページ④補聴器購入費助成【見直し】について、制度の廃止を反対する内容の意見でした。第8期計画の1年度目である令和3年度末まで期間を再延長し、見直しの検討を行っていくとし、修正なしと考えております。

6点目は、素案45ページ⑤高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保【新規】について、入居費に対する補助金の制度化を求める意見でしたが、補助等は難しい旨と、市内の他の介護事業所への支援と同様の支援の重要性について回答し、修正なしと考えております。

7点目は、地域包括支援センターの機能強化について、職員の増配の考えについて問われました。こちらは、素案の46ページ①に職員体制の充実を位置付け、令和3年度から各センターに1名増を予定していることを回答し、修正なしと考えております。

8点目は、介護保険事業IT化の推進について、ケアマネジャー等の面談において、Zoom等を活用していくとともに、利用者の捺印については、電子署名を可とする旨の内容でした。

こちらは制度の改定により、ICTの活用等への対応について示されますが、安全性や運営の在り方等について、実態把握や検討をしていくことを回答し、修正なしと考えております。

9点目は、69ページ（5）要介護認定者数の状況についてですが、課題としては、介護予防の効果的な実施や介護保険制度等の理解促進などが重要であると捉えており、それらを第2章の個別事業に位置付けていることから、修正なしと考えております。

以上が、パブリック・コメント手続において、寄せられたコメントとそれらへの回答（案）になります。

コメントの取扱い等について、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

以上で私の説明を終わります。

#### 【望月課長】

担当から説明がありましたが、1点だけ修正させていただきます。

パブリック・コメント3点目で、徘徊高齢者見守りシール配付事業実施について御意見をいただき、令和3年度から障害のある方を対象に実施を予定していると御説明いたしましたが、令和2年度からの間違いでございますので、修正させていただきます。

#### 【高野委員長】

はい、ありがとうございます。パブリック・コメントが9点出ていて、それに関して、事務局から

の回答案と修正案というものが提示されましたが、これについておかしいとか、こうした方がいいといった、市の考えについて御意見がある方いらっしゃるようでしたらお願いいたします。

**【石藤委員】**

3番のパブリック・コメントの意見のシールのことをお伺いしたいのですが、現在使われているのでしょうかということと、具体的にどのように配付をして本人に着けさせることを想定しているのか、イメージが湧かないので教えていただければと思います。

**【増田課長補佐】**

認知症高齢者向けのシールの配付は既に行っておりまして、こちらにつきましては、申請をしていただいた方に配付をしています。具体的には、反射素材でできたシールを靴の前後に貼りまして、番号が振ってあるものになります。登録していただいた段階で、警察や消防に、登録された方の情報を市から提供いたしまして、警察や消防で保護された際には、番号からその方の身元が判明するような仕組みになっております。

高齢者の場合は、平成28年度から実際のお配りを始めておりまして、初年度は10人の方が登録されまして、年々配付は伸びている状況で、現在74名の方が登録している状況となっております。

**【望月課長】**

続きまして、御質問がありました障害の高重度機能障害、あるいは知的障害の方々の徘徊が見られる方に対するシールの配付事業につきましては、今年度の2月、広報が出るところですが、2月より開始をする予定となっております。高齢者のシールは、蛍光色のシールを靴に貼るのですが、模様や絵がなくアルファベットで、障害のシールにつきましては、徘徊高齢者の認知症の方のシールと少し変えるように作成の準備を進めているところでございます。

**【高野委員長】**

はい、ありがとうございました。パブリック・コメントに関して、その他いかがですか。

**【本田卓委員】**

ナンバー8の、居宅の訪問でZoomを利用したりリモート運用を可能にという要望があったようですが、質問の意図としては、コロナ禍だからこうして欲しいというような質問だったのでしょうか。

**【高野委員長】**

おそらくネットとかで書き込むようだから、意図はよく分からないと思います。高齢者からの話なのか、実際に介護サービス事業に従事している方からなのかも含めてよく分からないのが実態です。

**【山崎主査】**

事務の簡素化というところを含めて、こちらの方を検討いただいております。

**【高野委員長】**

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

我々としては御意見ありましたけれども、基本的にはこのパブリック・コメントに対する市の考えで、委員としては良いのではないかとこのところで終えさせていただきます。

すみません。議題の1番で保険料の話をお忘れしておりました。議題の1番の新しい第8期の計画で、

保険料に関するところのポイントだけ言うと、113ページから115ページまでで、具体的に第5段階の人も月額保険料基準額が、5,700円になります。第7期の朝霞市の保険料が5,000円弱だったと思いますので、あえて大げさにいうと1,000円くらい上がります。以前議論したように、所得段階を細かく刻んで、低所得者対策をとりつつ、高所得者の方には申し訳ないけど負担を多めにしてもらおうじゃないかということなので、そういう対策も講じて金額も出てきましたということです。これに関して御意見とか、改めてあればお願いしたいと思います。

埼玉県南部は全国的にも介護保険料がこれでもかなり格安の地域でして、人口の高齢化率が低いからということですが、全国的には今期で、今の第7期で確か月額が5,900円。おそらく、第8期になると6,000円代後半になることは間違いないと思います。それこそ1,000円くらい上がるというのは間違いないじゃないかと言われている中で、朝霞市は人口の高齢化がまだ遅れている段階なので、5,700円ですという話です。それにしても現行からは伸びるので、負担が高まる人もいるかもしれないというところでの議論があっても良いのかなと思います。御意見があればお願いします。

#### 【渡邊委員】

分かりやすいように、県平均とか全国平均を載せておくといいかもしれないです。

#### 【高野委員長】

私もそうだと思うのですが、県平均、全国平均が出るのは4月を過ぎないと出ないので、印刷には間に合わないと思います。それを載せるにしても、年度が変わって大体6月くらいに厚労省や県庁から発表されると思うので、掲載は難しいと思います。

その他いかがでしょうか。

金額はともかく、所得段階等について議論してまいりましたので、特に御意見がないということであればまとめたいと思います。ありがとうございます。

ここままで、議題（2）が済みまして、次の議題に移ります。

議題（3）その他について、事務局より説明願います。

#### 【山崎主査】

その他につきましては、今後の計画策定までの流れについて、御説明させていただきます。

まず、本日の推進会議で皆様よりいただいた御意見を、早急に反映させていただき、近日中に委員の皆様へ、反映したものをお送りさせていただこうと考えております。その後、一定期間、意見をいただく期間を設けさせていただきまして、その意見を集約した後、庁内の会議等に諮っていきたくと考えております。

最後の意見集約及びその内容の反映については、委員長と最終的に調整をさせていただき、事務局と委員長にて確定させていただこうと考えておりますので、何卒御理解いただければと思います。

その後、本計画の後半に載っております介護保険料については、3月議会でお示しをさせていただいて、議決を経た上でこの計画書が最終的に確定するという流れになります。

議決を経た後に保険料が確定し、最終的な計画書ができたら、委員の皆様にお送りさせていただきます。年度明けて、4月5月頃になるかとは思いますが、最終的に計画書を製本したものを委員の皆様にお送りしたいと考えております。

その流れの中で、もう一度皆様にお集まりいただくという事はございませんので、郵送でのやり取りとなってしまいます。その点だけ、御理解御了承いただければと思います。

会議につきましては、本日が最後となります。皆様ありがとうございました。

**【三田部長】**

私の方から、最後になりますので一言お礼を申し上げたいと思います。

令和元年の2月から始まりまして、約2年間、3年の計画期間のうち2年間で次期計画策定に費やすという、大変タイトなスケジュールとなっております。また、今回は新型コロナウイルスの感染症の影響で、会議の開催等も皆様の御協力無くしては進められなかったという中でございました。

今回参加させていただいて、本当に充実したやり取りをしていただいたなという事が正直な感想でございます。あとは、議会等手続きを終わった後、市民の皆様に公表して、我々としての責務としては、この計画に沿って着々と進めていくという事でございます。その点については、私どもの方で頑張っていきたいと思っております。ぜひまた、御協力いただければと思っております。2年間ありがとうございました。

**【高野委員長】**

ありがとうございました。皆様からなにかございますか。

それでは、事務局からも説明があったとおり、今期の推進会議はこれで終了となります。

計画については色々と制約がある中での議論となり、実現できなかった点や、不十分な議論のままの点もあるかと思いますが、御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

○閉会

**【奥野係長】**

高野委員長、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。

皆様、本日は長時間にわたり、会議に御出席をいただきまして、ありがとうございました。